

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百六十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

| | |
|---|-----|
| 1188 1147 1103 から 1156 で、 1190 か 1072、 ま 1107、 まで 1158、1079 及び ま 1116、 び で、1083、 1204、1118、 に 1160、1086 掲 1162、 げる 1121、 高度 1122 1090 管理 1163、 医 1126、 療 1172、 機 か 1128 1093 器 ら、 1174 1129、 ま、1095 で、1131 1178 1135、 、1098 326 1180 1139、 、1099 1184 1143、 、1101 1066 1185 1145 か、1067 | 改正後 |
| 及び 1147 1103 1188、ま 1069 から 1156 で、 1190 か 1072、 ま 1107、 まで 1158、1079 に ま 1116、 掲 で、1083、 げる、1118、 高度 1160、1086 管理 1162、 医 1121、 療 1122 1090 機 か 1126、 器 ら、1172、 1174 1129、 ま、1095 で、1131 1178 1135、 、1098 326 1180 1139、 、1099 1184 1143、 、1101 1066 1185 1145 か、1067 | 改正前 |

(傍線部分は改正部分)